

解説 在宅医療材料共同購入のひとつのかたち

訪問看護ステーションで 取り扱うことができる在宅医療材料について

十月十九日に出された厚生労働省の事務連絡において、訪問看護ステーションが購入・保管することができる医薬品・衛生材料・医療機器等が示されました。この取扱いによって、「複数の医療機関が、ある訪問看護ステーションと連携して在宅医療を行う」ケースでは、在宅医療材料の共同購入が事実上可能となりました。

今回示された内容や背景について解説します。

在宅医療材料の共同購入と薬事法

在宅医療材料である気管カニューレやチューブ類は箱単位で販売されており、必要であっても使用頻度が少ない材料については、期限内に使い切れずに廃棄すること、それに伴う経済的損失が小さくないことが問題となつていきます。このため、地区医師会や在宅グループで材料を共同購入し、それらを小分けして使うといった方法が検討されていますが、実際に行うには医薬品や医療用具の取扱いを示した薬事法によりいくつ

も課題があります。例えば、地区医師会等で在宅医療材料を共同購入し、管理・保管・配達を行うのであれば管理者(医師や薬剤師資格を持つ者など)を新たに設置し、許可申請や届出を行う必要があります。また、分割(小分け)販売できる材料にも一定の制限があるなど、実際に運用するには新たな人員の配置や手続きの煩雑さといったハードルがあります。

何が変わったのか？

今回、訪問看護ステーションが購入・保管することが

今回の取扱いで現場は助かった

南砺市・産婦人科内科金子医院 金子 利朗

今まで南砺市訪問看護ステーション内で行っていた医療材料の保管について、今年九月に県の担当者から薬事法上の問題で困難だとの指摘を受けました。しかし、その後県は厚労省に働きかけて今回の取扱いが示されたのだと思います。

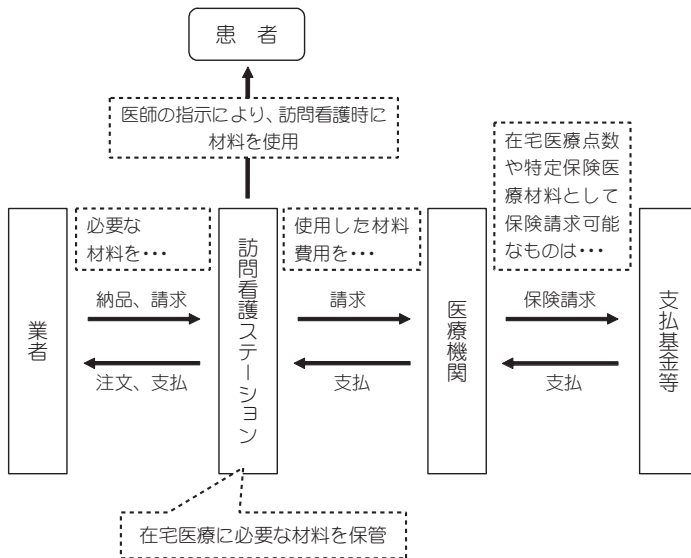
この取扱いにより、これまで南砺市で行っていた医療材料の保管・管理は今後も続けて行くことができます。県当局をはじめ尽力いただいた方々に感

謝いたします。

県の指摘を受けて、その対応に皆が苦悩しましたが、その中で南砺市訪問看護ステーション、南砺市医療局の熱い気持ちを感じる事ができ、絆が深まったように思います。

今後も、在宅患者さんが家族みんなとご飯を食べ、絆を深め、最期まで家に居てもらえる環境作りのため、多職種のみならず知恵を絞りたいと考えています。

図1 今回の取扱い運用のイメージ



できる医薬品・衛生材料・医療機器等が表1のとおり示されました。これにより、訪問看護ステーションは、あらかじめ必要な在宅医療材料を購入・保管し、医師の指示で訪問看護を行う際にステーション内に保管している材料を持参して患者を訪問することができます。

ステーションと医療機関との費用精算は？

訪問看護ステーションが使用した材料について、原則は訪問看護を指示した医療機関との間で費用精算が行われることになると思われます。具体的な取扱い(請求先、請求方法や使用しなかった材料の費用負担の対応等)については合議で決めることとなります。

残された課題と今後の動向

今回示された取扱いによって、「複数の医療機関が、ある訪問看護ステーションと連携する場合」は材料の共同購入を実質的に運用できる道が開かれたといえます。

す。しかし、「医療機関の医師、看護師が訪問する場合」に持参する材料(医療機関が購入・保管する材料)については、引き続き薬事法により、①管理者を設置した上での共同購入、②従前どおり箱単位で購入、といった方法をとる必要があります。

在宅医療材料の共同購入を巡っては中医師会でも議論されており、十一月に開催された中医師会では、厚労省より一つの改善策として「在宅で使用される医療材料・衛生材料の供給に、薬局が積極的に関与するよう改善してはどうか」との提案もされています。今後の動向について注視する必要があります。

富山県の支援事業

富山県は、地区医師会等を対象に在宅医療材料の共同購入を実施するための計画作成、在庫管理、連絡調整に関する費用を助成しています。これは平成二十三年度限りの富山県単独の支援事業です。一団体に付き五〇万円の助成(十団体分、計五〇〇万円)で、助成対象はこれまで共同購入を行っていた南砺市医師会を除く地区医師会又は開業医グループとされています。今年十月現在、この事業への申請を検討しているグループは、新川地域在宅医療療養連携協議会、富山市・高岡市・射水市・砺波の各医師会とされています。

参考：取扱いの変更を示す根拠は？

平成23年10月19日付で厚労省保険局医療課が、事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その11)」を発出した。

Q1. 従来、医薬品や衛生材料を訪問看護ステーションに置くことはできるとされていたが、一定の医薬品や衛生材料は常備できると考えて良いか？

A1. グリセリン液、グリセリン浣腸薬、白色ワセリン、オリブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水は訪問看護ステーションで購入、保管することができる。

また、使い捨て手袋、ガーゼ、カット綿、綿棒等の衛生材料について保管することができる。

Q2. 衛生材料には、ドレッシング材やテープ類も含まれるのか？

A2. 含まれる。

Q&Aにある「衛生材料」の内容に関連して、(社)全国訪問看護事業協会が「関係団体で訪問看護ステーションに置くことができる衛生材料等の整理をした」として『衛生材料等の整理』(表1)を示した。『衛生材料等の整理』には「訪問看護事業所で購入・保管できるものの例」として、厚労省事務連絡にあった衛生材料の例示のほか、カテーテルなどの医療機器が示された(例示内容は厚労省も承知済)。

表1 訪問看護ステーションが購入・保管することができるもの

医薬品		
・消毒用エタノール	・ポビドンヨード液	・滅菌グリセリン
・グルコン酸クロルヘキシジン	・グリセリン浣腸液	・オリブ油
・塩化ベンザルコニウム	・白色ワセリン	・生理食塩液
・精製水	・滅菌蒸留水	・キシロカインゼリー
衛生材料		
・ガーゼ	・脱脂綿	・綿棒
・絆創膏	・油紙	・リント布
・医療用粘着包帯	・ドレッシング材	・使い捨て手袋
医療機器等		
・採尿・痰・血容器	・イルリガードル	・胃ろう・経管栄養チューブ
・注射器(ディスポ)	・蓄尿バッグ	・カテーテルチップ
・注射針	・ポート針	・点滴用ルート・フィルター
・酸素カニューレ	・吸引カテーテル	・気管カニューレ
・膀胱留置カテーテル	・導尿カテーテル	・延長チューブ
・三方活栓・キャップ	・ポンプ用ルート	・鑷子
・ステート	・SpO ₂ モニター	・血圧計
・ペン型インスリン注射器	・吸入器	・吸引器
・血糖測定器	・人工呼吸器/関連機材	・在宅酸素療法機材
・輸液ポンプ	・経管栄養注入ポンプ	・シリンジポンプ
・PCAポンプ		